

工業関連団体事業費補助金事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県商工労働補助金等交付要項（「以下「要項」という。」）の規定に基づき、本県産業の振興と安定を図るため、熊本県工業連合会（以下「工連」という。）に対し交付する工業関連団体事業費補助金（以下「補助金」という。）の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 要項第2条の補助金等の交付の対象経費に対する補助金額は、別表のとおりとする。

2 工連が行う補助対象事業の全部を他の法人又は団体が引き継ぎ、引き続き実施する場合は、その引き継いだ団体又は法人を補助対象事業者とみなし、補助金の交付対象とする。

(補助金の交付申請)

第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

2 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、毎年度の6月30日とする。

(補助事業の内容等の変更)

第4条 要項第5条第2項により変更申請書に添付すべき事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。

(実績報告)

第5条 要項第9条第2項第2号の添付書類及びその様式は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業実績報告書（別記第3号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 要項第9条第3項の規定にかかわらず、要項第9条第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の3月26日のいずれか早い期日までとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

補 助 先	補助対象事業及び経費区分	補 助 金 額
熊本県工業連合会（他の団体又は法人が左記事業の全部を引継いだ場合は、その引継いだ団体又は法人）	企業間連携・生産性向上を推進する事業	2,400千円以内
	産学官連携を推進する事業	
	企業の販路開拓を推進する事業	
	人材育成の事業	
	企業等を表彰する事業	
	情報を収集し提供する事業	
	国際交流・広域連携を推進する事業	

別記第1号様式（第3条関係）

令和〇〇年度工業関連団体事業費補助事業計画書

補助事業者名

事業名	補助事業に 要する経費	補助金の額 円	経費及び事業の概要
合 計			

別記第2号様式（第4条関係）

令和〇〇年度工業関連団体事業費補助金事業変更計画書

補助事業者名

事業名	補助事業に要する経費		補助金の額		概要及び変更の理由
	変更前 円	変更後 円	変更前 円	変更後 円	
合 計					

別記第3号様式（第5条関係）

令和〇〇年度工業関連団体事業費補助金補助事業実績報告書

補助事業者名

事業名	補助事業に 要した経費	補助金の額 円	実績の概要
合 計			